

## 国際税務 QI/FATCA/CRS 関連情報

### 国税庁により共通報告基準(CRS)の報告制度に関する チェックシートの公表

2018年4月9日

2018年4月、国税庁により共通報告基準(Common Reporting Standards: 以下「CRS」)に基づく「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度に関するチェックシート」(以下「チェックシート」)が公表された。チェックシートは、金融機関が法令に基づいて実施が求められる特定手続等の各種手続についての遵守状況について自主点検を行うため、及び、国税庁による金融機関の報告事項の提供に係る調査の実施を円滑に進めるために回答が推奨されるものである。

#### 1. チェックシートの公表

報告金融機関に該当する日本の金融機関は2017年1月1日に施行された「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」(以下「実特法」)に基づいて、特定取引契約者の税務上の居住地国を特定し、非居住者の金融口座情報を国税庁に対してe-Taxにより報告する(初回報告期限は2018年5月1日)ことが求められている。また、実特法第十条の八(報告金融機関等の報告事項の提供に係る当該職員の質問検査権)において、国税庁は報告事項の提供に関する調査について必要があるときは、報告金融機関への質問、並びに、帳簿書類等の検査、提示若しくは提出の要請、及び、留め置きができると規定されている。

今回、国税庁により公表されたチェックシートは、非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度における各手続等を実施する際の事前又は事後の自主的な点検に、報告金融機関が活用することを目的として作成されたものである。したがって、必ずしもチェックシートを使用して点検を行うことが義務付けられているわけではないが、報告金融機関はチェックシートを使用して自主点検することにより、複雑な実特法の法令順守対応に不備や漏れがないかを効果的に確認することができるものと思料する。また、国税庁は、報告事項の提供に関する調査の際にこのチェックシートを参考とすることを表明しており、今後、国税庁からチェックシートの提出を求

められることが想定され、提出を求められてから慌てないよう、事前に作成することが推奨される。

[チェックシート](#)は国税庁ウェブサイトの「共通報告基準(CRS)に基づく自動的情報交換に関する情報(「CRSコーナー」)」にて入手可能である。

#### 2. チェックシートの概要

チェックシートは実特法で規定される各種手続に沿った7項目(1. 総論(報告金融機関の分類)、2. 届出書の收受・確認等、3. 特定手続、4. 再特定手続、5. その他の規定(名寄せ・外国納税者番号の取得措置等)、6. 報告事項の提供、7. 記録の作成・保存)に関して計64の確認内容で構成されている。原則として確認内容については、「はい」又は「非該当」で回答するため、チェックシートの回答自体は報告金融機関にとって大きな負担にはならないものと思われる。ただし、チェックシートの確認内容は実特法の細かな規定についても回答することを要求しているため、報告金融機関は事前に実特法の遵守状況について確認し、必要に応じて改めて整備することが求められる。

#### おわりに

実特法については、米国税法である外国口座税務コンプライアンス法(FATCA)とは異なり、国内法に基づいた厳格な対応が求められていたが、今回のチェックシートに公表によってより厳格な対応が求められること、また、国税庁の調査において実特法の体制整備全般が確認対象となることが明らかになった。弊社では金融機関の実特法対応の体制整備、非居住者の報告ファイルの代理作成、及び、チェックシートの回答サポートを含めた包括的なサービスの提供を行っている。

Any tax advice included in this written or electronic communication was not intended or written to be used, and it cannot be used by the taxpayer, for the purpose of avoiding any penalties that may be imposed by any governmental taxing authority or agency.

## 過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

[www.deloitte.com/jp/tax/nl/us](http://www.deloitte.com/jp/tax/nl/us)

## 問い合わせ

米国税務および QI/FATCA、OECD CRS に関するお問い合わせは、下記の担当者までご連絡ください。

デロイト トーマツ 税理士法人 東京事務所 US デスク		
パートナー	前田 幸作	<a href="mailto:kosaku.maeda@tohmatu.co.jp">kosaku.maeda@tohmatu.co.jp</a>
シニアマネジャー	秋葉 奈緒子	<a href="mailto:naoko.akiba@tohmatu.co.jp">naoko.akiba@tohmatu.co.jp</a>
シニアマネジャー	Yeh Ching-Feng (Vincent)	<a href="mailto:ching-feng.yeh@tohmatu.co.jp">ching-feng.yeh@tohmatu.co.jp</a>
マネジャー	五十嵐 寿行	<a href="mailto:hisayuki.igarashi@tohmatu.co.jp">hisayuki.igarashi@tohmatu.co.jp</a>
マネジャー	高島 憲一	<a href="mailto:kenichi.takashima@tohmatu.co.jp">kenichi.takashima@tohmatu.co.jp</a>
アシスタントマネジャー	上田 真樹	<a href="mailto:masaki.ueda@tohmatu.co.jp">masaki.ueda@tohmatu.co.jp</a>
所在地	〒100-8305 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号 新東京ビル 5 階	
Tel	03-6213-3800(代)	
email	<a href="mailto:tax.cs@tohmatu.co.jp">tax.cs@tohmatu.co.jp</a>	
会社概要	<a href="http://www.deloitte.com/jp/tax">www.deloitte.com/jp/tax</a>	
税務サービス	<a href="http://www.deloitte.com/jp/tax-services">www.deloitte.com/jp/tax-services</a>	

## 5<sup>th</sup> Making another half century of Impact Deloitte Tohmatsu デロイト トーマツ 50周年 次の50年へ

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームであるデロイト トーマツ 合同会社およびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャル アドバイザー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士 法人、DT 弁護士 法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション 合同会社を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 11,000 名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp))をご覧ください。

Deloitte (デロイト) は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリーサービス、リスクアドバイザリー、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを Fortune Global 500® の 8 割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 245,000 名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#) もご覧ください。

Deloitte (デロイト) とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド (“DTTL”) ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数を指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL (または “Deloitte Global”) はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitte のメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社 (デロイト トーマツ 税理士 法人を含む) がこれに限らない、以下「デロイト ネットワーク」と総称します) に帰属します。著作権法により、デロイト ネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイト ネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイト ネットワークの公式見解ではありません。デロイト ネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of  
**Deloitte Touche Tohmatsu Limited**

© 2018. For information, contact Deloitte Tohmatsu Tax Co.



IS 669126 / ISO 27001